

訪問看護医療 DX 情報活用加算のお知らせ

帝人訪問看護ステーション株式会社

当社は、看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施しています。

また、マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

■訪問看護医療 DX 情報活用加算 について

当加算に係る施設基準は以下の通りです。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている訪問看護ステーションであること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下「オンライン資格確認」という。）を行う体制を有している訪問看護ステーションであること。
3. 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
4. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
5. 4の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。